

## 回 答 書

件 名	熊本市南区役所電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約）		
質問書提出期限	令和 7 年 10 月 2 日	開札日	令和 7 年 10 月 9 日

### 本 市 回 答 欄

Q 1 契約保証金の免除について、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。

A 1 履行保証保険の保証期間は契約日からとなります。

Q 2 本件はリース満了時に物件を返却もしくは再リースで物件の利用ができる所有権移転外ファイナンスリースであると考えてよろしいでしょうか。それとも、物件は無償で貴市に譲渡する譲渡条件付きのリースでしょうか。

A 2 お見込みのとおり、所有権移転外ファイナンスリースとなります。

Q 3 リース満了時に物件を返却する契約の場合、引揚げ費用とデータ消去費用はリース会社負担でしょうか。また物件を1か所にまとめて置いていただくことは可能でしょうか。

A 3 お見込みのとおりリース会社負担となります。  
なお、1か所へのまとめ置きは不可とさせていただきます。

Q 4 物件無償譲渡の場合、リース期間中の物件の固定資産税はリース会社が負担しないと考えてよろしいでしょうか。

A 4 リース期間満了時は物件の返却または再リースとし、物件無償譲渡ではありません。

Q 5 既設電話設備はリース物件でしょうか。

A 5 リース物件ではございません。

Q 6 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も逡減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。

A 6 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q 7 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。

A 7 お見込みのとおりの流れとなります。なお、当方の支払いは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行います。

Q 8 仕様書 4 (5) 業務管理について、ア「業務の現場責任者」、ウ「業務打合せ」、エ「検査」を納品業者様へ再委託してよろしいでしょうか。

またエ「検査」の「受託者は、毎月の業務が完了したときは、その都度、業務完了報告書を市に提出し、検査を受けなければならない。」とありますが、毎月の業務とは保守のことでしょうか。

A 8 再委託については、申請書で確認します。  
毎月の業務とは、電話設備の賃貸借及び保守点検となります。

Q 9 仕様書 4 (6) 委託料の支払方法「業務委託料は、業務完了後に支払うものとする。」とありますが、「業務委託料」は「賃貸借料」を意味しますでしょうか。

A 9 仕様書 2 (4) に記載の電話設備の賃貸借及び保守点検にかかる委託料となります。